

ID: 557

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	過怠金の徴収		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第39条の5第2項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第39条の5第2項の規定による。 (土砂採取料及び占用料) 第39条の5 2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日